

答申第188号
平成29年5月18日

岡崎市長 内田 康宏 様

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 山 崎 浩 司

公文書一部開示決定に係る審査請求について（答申）
平成29年2月28日付け28事第1088号で諮問のあった件について、次のとおり
答申する。

1 審査会の結論

岡崎市長（以下「実施機関」という。）が平成28年11月2日付け28道維第489号により行った一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、平成28年10月21日付けで、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し「樫山町字出合88番地10他1か所に係る道路に関する工事の許可書、許可申請書」（以下「本件公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、同年11月2日付けで、本件開示請求に対し、法人担当者の氏名及び総代氏名については、条例第7条第2号の規定、法人及び総代の印影については、同条第3号アの規定に該当するとして、条例第11条第1項の規定により本件処分を行い、審査請求人にその旨を通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年1月17日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

3 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

開示内容に著しく不整合性があり、日付等及び図面等に矛盾が生まれ、市職員の説明等では、十分ではなく、また、今回の開示請求で開示された許可書の該当箇所は、出合88番地10は、市の雑種地で一部埋まっているため、その埋まっている該当箇所の許可書や許可申請書も存在するはずであり、開示決定の文書特定が不十分であるため、存在するであろう該当箇所

に係る公文書について開示を求める。

(2) 審査請求の理由要旨

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

ア 28道維第489号の一部開示の内容では、平成27年5月より法務局の方において、平成27年7月に出合〇番地〇の公図訂正がなされるまでの間の、日付等及び図面等及び現況等に著しく整合性を欠く。

イ 法定外公共物占用等許可申請以前より出合88番地10は、一部埋まっており、現況を説明できず、市職員の説明とも矛盾している。

ウ 本開示内容では、出合〇番地〇及び出合88番地10の通行等及び水路が生じた時等の説明にならず、法的権利を侵害されている。

4 実施機関の主張要旨

(1) 本件公文書について

本件公文書は、檜山町字出合88番地10他1か所に係る道路に関する法定外公共物占用等許可書並びに許可申請書及びその添付書類であると特定した。

岡崎市法定外公共物管理条例（平成12年岡崎市条例第25号）及び岡崎市法定外公共物管理条例施行規則（平成14年岡崎市規則第20号）に基づき、道路法（昭和27年法律第180号）が適用されない道路、河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用されない河川並びに溝きよ、水路、湖沼及びため池の敷地において、土石、竹木その他の産出物を採取する、掘削、盛土又は切土その他の敷地の形状を変更するなどの占用等を行おうとする者は、当該占用等の許可を得るために、必要書類を添付のうえ、法定外公共物占用等許可申請書を提出しなければならない。

本件公文書は、平成27年6月12日に有限会社石川総建が実施機関に提出した岡崎市檜山町字出合88番地10地先における進入路工事のための法定外公共物占用等許可申請書及びその添付書類並びに当該申請に係る許可書である。

(2) 本件公文書の一部開示の妥当性について

本件審査請求は、特定した公文書以外に対象となる公文書が存在するはずであり、文書特定が不十分であるため、特定した公文書以外の公文書を開示するよう求めている。

実施機関においては、道路用地の改変による法定外公共物占用等許可申請に係る公文書の保存期間は5年としており、また、このような申請があった場合は住宅地図に申請場所を記録している。5年前から現在までの申請文書及び旧額田町が岡崎市と合併した平成18年以降に申請場所が記録し

である住宅地図を調査した結果、本件開示請求の対象となる公文書は27道維第27-2242号法定外公共物占用等許可書並びに許可申請書及びその添付書類の他に存在しなかったため、本件公文書を特定し、一部開示決定したことは妥当である。

(3) 審査請求理由に対する説明

ア 審査請求人は、「一部開示の内容では、平成27年5月より法務局の方において、平成27年7月に出合○番地○の公図訂正がなされるまでの間の、日付等及び図面等及び現況等に著しく整合性を欠く。」と主張している。これは、平成27年7月17日付けで提出のあった承諾願に添付されている公図写において出合○番地○に係る公図訂正がされていないことについて、著しく整合性を欠くと主張しているものである。しかしながら、当該公図写は、平成27年6月12日付けで提出された法定外公共物占用等許可申請書に添付されたものであり、平成27年6月22日に法務局に公図訂正を申し出た○番地○が反映されていなくても、何ら矛盾はなく、開示した文書の日付、図面及び現況等に著しく整合性を欠いていることはない。なお、訂正部分である出合○番地○は個人所有地であり、岡崎市長の許可に係る本件開示請求に直接的な関連性もないと言える。

イ 審査請求人は、「今回の開示請求で開示された許可書の該当箇所は、出合88番地10は、市の雑種地で一部埋まっているため、その埋まっている該当箇所の許可書や許可申請書も存在するはずである。」と主張しているが、これに対する許可書や許可申請書は、遡って調査したが存在しておらず、27道維第27-2242号法定外公共物占用等許可書に係る申請以前の埋立てによる出合88番地10への影響等については申請がない限り把握できない。

ウ 審査請求人は、「本開示内容では、出合○番地○及び出合88番地10の通行等及び水路が生じた時等の説明にならず、法的権利を侵害されている。」と主張しているが、27道維第27-2242号法定外公共物占用等許可書に係る申請書は、道路管理者以外の者の行う工事において、道路の工事に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の許可を受けて道路に関する工事を行うための申請であり、このことによりなんら法的権利を侵害しているものではない。

エ なお、審査請求人の指摘により、埋立て状況を農業委員会へ確認したところ、出合88番地10の隣地である○番地○を埋め立てる等の工事の届出が平成22年12月8日と平成28年6月10日にされており、その内容を確認したところ、岡崎市の雑種地を埋める内容は確認できず、道路維持課に協議をする法的根拠がないことから、法定外公共物占用等許可申請書の申請がなされなかったと推測される。

オ その他、審査請求書及び添付書類において審査請求人が主張している内容については、本件処分の妥当性を左右するものではない。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、檜山町字出合88番地10他1か所に係る道路に関する法定外公共物占用等許可書並びに許可申請書及びその添付書類である。実施機関においては、道路用地の改変による法定外公共物占用等許可申請に係る公文書の保存期間は5年であり、当該申請があった場合は住宅地図に申請場所を記録している。

(2) 本件公文書以外の本件開示請求の対象となる公文書の存否について

審査請求人は平成27年4月上旬には市の雑種地である出合88番地10の一部が埋まっているため、本件公文書以外に本件開示請求に係る法定外公共物占用等許可書及び許可申請書があるはずであると主張している。

これに対し実施機関は、5年前から現在までの法定公共物占用等許可申請書及び旧額田町が岡崎市と合併した平成18年以降に法定外公共物占用等許可申請がなされた工事の場所が記録してある住宅地図を調査した結果、本件公文書以外に存在しないと説明している。

また、実施機関が、審査請求人の指摘により、埋立て状況を農業委員会へ確認したところ、出合88番地10の隣地である出合○番地○を埋め立てる等の工事の届出が平成22年12月8日と平成28年6月10日にされており、当該工事の届出からは岡崎市の雑種地を埋める内容が確認できなかったため、道路維持課に協議をする法的根拠がないことから、法定外公共物占用等許可申請書の申請がなされなかったと推測されると説明している。

なお、この他に審査請求人は審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において、審査請求の理由として「一部開示の内容では、平成27年5月より法務局の方において、平成27年7月に出合○番地○の公図訂正がなされるまでの間の、日付等及び図面等及び現況等に著しく整合性を欠く。」「本開示内容では、出合○番地○及び出合88番地10の通行等及び水路が生じた時等の説明にならず、法的権利を侵害されている。」等を主張しているが、当該主張は、本件処分を左右するものではない。

以上を踏まえ、当審査会としては、本件公文書以外の本件開示請求の対象となる公文書の存否についてその妥当性を検討するところ、実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないため、実施機関が本件公文書以外の本件開示請求に係る対象公文書を保有していないとの説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の提言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、審査会として次のとおり意見を述べる。

本件事案については、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述から、出合88番地10を含む当該地周辺が埋め立てられたことにより、出合〇番地の土地に水が溜まるようになったことについて説明及び対応を実施機関に求めたところ、審査請求人が満足するものではなかったため、原因を追究するために開示請求を行い、審査請求に至ったと推測できる。

審査請求人からの問合せに対して、その都度、各関係部署の立場で現地の確認や説明等を行ってきたことは認められるが、今後より一層、関係部署相互で連携を図り、市民に対する説明責任を十分に果たされたい。